

個人的な結びつきから法的な対策まで

あなたの“万が一”の時に備えている?

今まで元気でも、「万が一」はいつかやってくる。その時、愛犬はどうする? 家族や友人が面倒を見てくれる? 想像するだけでなく、具体的に備えておこう。

いざという時のためには

遺言か信託契約か

これから先、特に健康面で何が起きるかわからないのがシニア世代。そこで、飼い主の「万が一」に備えて準備しておくべきことを紹介する。教えてくれたのは、司法書士であり、どうぶつ系行政書士のパイオニアの磨田薰さん。

「飼い主が亡くなつた後のこととしては、遺言書に遺すのが正解。一方、認知症発症などでペットの世話を困難になつた時にお金の形で対応が可能です。もちろん、協力してくれる第三者が必要になりますが、友人など個人的な関係でもOKです」

問題は、家族など遣せる相手が確保できないケース。そこで、磨田さんは自身でも「ファミリー・アニマルサポート制度」という事業を立ち上げ、飼い主にもしものことがあつた時は新しい飼い主に託す活動を実践。周りに頼れる人のいない飼い主の一助となつていて。



相談してみましょう

東京都動物愛護
支援協会
上記の磨田さんが代表を務める一般社団法人。もしも時のことを事前に相談◎

ペットと入居できる
ホーム
ペットと一緒に入居できる施設なども増えています。専門サイトなどでチェック。

三つの対策キーワード

▶ keywords

① 対策:動物法務士

上記本文中に登場の磨田さんが代表を務める『ファミリー・アニマル支援協会』の認定資格で、ペットトラブルや信託などについて学んで取得。ペットの法律関係で必要な時は、近くの動物法務士を探して連絡すれば相談にのってくれるだろう。

② 対策:自筆証書遺言書

「公正証書遺言書」が正式なものだが、プロに依頼すると費用がそこそかかる。そこで、P85の吉本さんのアドバイスによれば、「自筆証書遺言」であれば、ひな型を参考に自分で書いて法務局に提出するだけOK。詳しくは、専門家に尋ねて。

③ 対策:老犬ホームなどの飼育施設

介護を必要とする老犬を飼い主が世話をしきれない場合に預かり、世話を代行する施設。人の老人ホームと類似。とりわけ、人間のシニアが老犬の介護を行うのは厳しい面が多い。実際に見学して相性のいいホームを探して預けるのも解決法の一つだ。

▶ countermeasure

三つの“万が一”的対策

① いざという時に愛犬のことを頼める相手を確保

飼い主が元気なうちに、万一の時に愛犬のことを頼める人(家族や友人など)を確保し、依頼内容とその方法を知らせておく。公式なものとしては、行政書士、司法書士などの専門家に依頼して作成しておく公正証書遺言書や信託契約書が有効。

② 身近なところで、頼む人が見つからない場合

家族がいても住宅事情などから頼めないなど、依頼先が確保できない人は、案外多いもの。そこで、老犬ホームや保護団体など、視野を広げて受け入れ先を探すことが得策。ホームページをチェックする他、見学に行ったり、スタッフと直接話して◎。

③ 何を遺すかを考え、エンディングノートに記載

愛犬を託す先が確保できたら、飼育費としてのお金や「うちのコノート」(エンディングノート)を遺すことで、その後の飼育の引き継ぎに役立つ。病院関係、散歩やワードなど日常生活のこと、そのコの特徴など、飼育に必要なことを網羅しておこう。

豊かな自然環境で余生を過ごす安住の地

犬を預ける選択肢の一つ、老犬ホーム

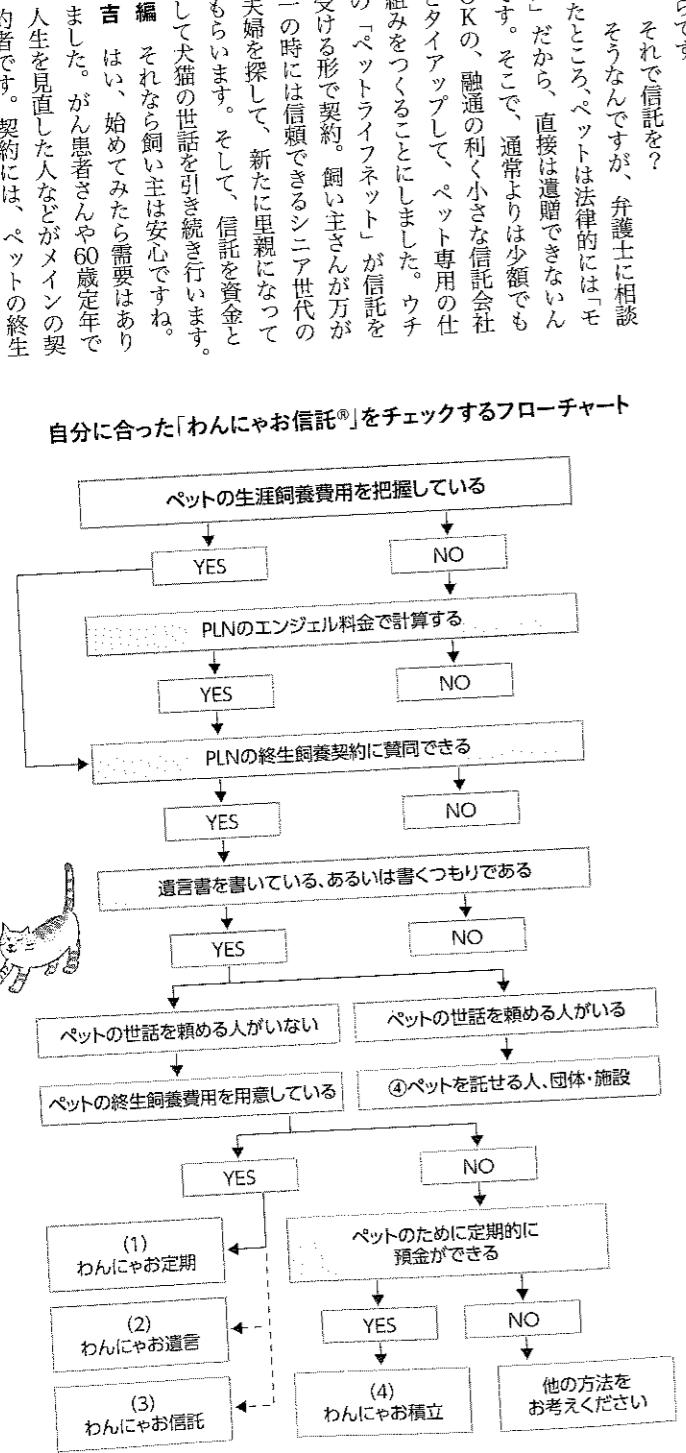
自然環境が自慢の『老犬ホーム+ペットホテル九十九里パーク』

『まだ老犬ホームがとても少ない時代に、園長が自分の犬のためにドッグランをつくったのを皮切りに、『老犬ホーム+ペットホテル』を開業。以来、年を追うごとに収容数は増えていて、当園では犬のサイズで料金を分けていないため、大型犬を預かるケースが多いのが特徴かもしれません。もちろん、広いドッグランがあり、海も近く、環境は抜群です。犬達は、昼間はドッグランで遊び、夜は個室で就寝。ストレスのないようにスタッフがお世話をしています。飼い主さんの健病や出張などの理由で犬を預ける方も少なくありませんが、決める前に一度は見学に来てほしいと思います。事情のある方は遠慮なく相談して下さい』(スタッフ岡田りょうさん談)



現在、『九十九里パーク』には2~18歳まで80頭以上が入園中。特にゴールデン、ラブラドール、フラット・コートreedの3種のレトリーバーを含む大型犬は10歳以上が多く、寝たきりのコも少しいる。園内はフリーにしているため、みんな元気よく駆け回って楽しそう。このコ達を全30名のスタッフが交替で世話をしているため、みんな元気よく駆け回って楽しそう。このコ達を全30名のスタッフが交替で世話をしているため、みんな元気よく駆け回って楽し

自分に合った「わんにゃお信託[®]」をチェックするフローチャート



上記のフローチャートに従ってチェックすれば、遺言書を書くなど、自分が何をしておけばウチのコのためになるかがわかる。

監修=吉本由美子

よしもとゆみこ NPO法人『ペットライフネット』代表。マーケティング&リサーチのプランナーとして長く働いてきたが、何よりも猫達との暮らしを大切にしてきた。自身の入院をきっかけとして、愛猫達に資産を遺そうと思い立った。そこで、2014年、仲間の弁護士や司法書士達の協力を得て、そのための仕組み(「わんにゃお信託[®]」)を中心とする法人を設立。その他、飼い主間の交流の場を提供し、ペットの終生飼育のためのセミナーを開催するなど、ペットと飼い主の幸せな共生を目指して多岐にわたり活動中。現在も、愛猫2匹とともに活動中。現在も、愛猫2匹とともに活動中。<http://petlifenet.org/>



飼い主もペットも一緒に エンディングノートを 遺しておかない?

愛するペット達に、何がしかを遺しておきたい。
そう思って、ペットの信託の仕組みなどを考案した愛猫家がいる。
飼い主とペットのエンディングノートも◎。

信託といふ対策を自分で考案し、安心に

編集部 (以下、編) 「自身の経験から、NPOを立ち上げたそうですが、どんなことがきっかけで?

吉本さん (以下、吉) **はい、十年前に、私が病気したんです。その当時も猫3匹を飼っていた。世話を友人に助けてもらいましたが、先のことが心配になりました。私のように一人暮らしでも、先のことを心配せずに、一生、猫達と暮らしたいので、それを担保する仕組みを自分でつくるしかなかった。他にも対策の一時には信頼できるシニア世代の夫婦を探して、新たに里親になつてもらう。そして、信託を資金とタイアップして、ペット専用の仕組みをつくることにしました。ウチの「ペットライフネット」が信託を受ける形で契約。飼い主さんが万が一の時に信頼できるシニア世代の人生を見直した人などがメインの契約者です。契約には、ペットの終生費用つまり、ちょっとまとまつた**

吉 **そういうなんですが、弁護士に相談したところ、ペットは法律的には「モノ」だから、直接は遺贈できないんです。そこで、通常よりは少額でもOKの、融通の利く小さな信託会社とタイアップして、ペット専用の仕組みをつくることにしました。ウチの「ペットライフネット」が信託を受ける形で契約。飼い主さんが万が一の時に信頼できるシニア世代の人生を見直した人などがメインの契約者です。契約には、ペットの終生費用つまり、ちょっとまとまつた**



一冊に飼い主とペットの終活を収める便利帳。

『ペットとわたしのエンディングノート』(清文社)は、吉本さんが代表理事を務めるNPO法人『ペットライフネット』が出版した終活ノート。飼い主とペットの分が別々にまとめられている点がミソ。ペットと人の終活について、それぞれ必要なことがわざと記入できるようついで、わかりやすいフォーマットが工夫されている。しかも、ペットを委託する際に必要な要件などを漢字。Amazonなどネットストアで販売中。1,650円(税込)

